

個人情報保護委員会（第 335 回）議事概要

- 1 日 時：令和 7 年 10 月 8 日（水）13:00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、
梶田委員、高村委員、小笠原委員、穴戸委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稲垣審議官、
戸梶総務課長、香月参事官、日置参事官、山口参事官、
片岡参事官、澤田参事官

4 議事の概要

- (1) 議題 1：出入国在留管理庁長官（外国人の在留資格に係る許可に関する事務、外国人の出入国又は在留の管理に関する事務及び特別永住者証明書の交付に関する事務）の全項目評価書（新規実施）の概要説明について

個人情報保護委員会議事運営規程第 9 条の規定に基づき、出入国在留管理庁安東参事官及び中納補佐官並びにデジタル庁圓増参事官事務代理が会議に出席した。

安東参事官から、資料に基づき説明があった。

清水委員から「デジタル庁が構築・提供する公共サービスメッシュ機関間情報連携サービスの中間サーバー相当機能には、出入国在留管理庁を含む、各利用機関の副本情報が保管されることとなる。

そのため、中間サーバー相当機能で特定個人情報を取り扱う際におけるリスク対策やその遵守状況について、例えば今回の評価書（案）に記載があるように、各利用機関の内部監査等によって確認が行われるものと思われる。

この点に関して、システムを構築・提供する機関と実際の利用機関が異なることから、出入国在留管理庁等の各利用機関が有効に監査を行うためには、公共サービスメッシュ基盤のセキュリティを含めた運用状況を把握するなど、デジタル庁と綿密に連携することも重要であると考える。

そのことを踏まえ、各利用機関による監査が有効に機能するために果たすデジタル庁の役割について、各利用機関への連携体制等を含めて具体的に御説明いただきたい」旨の発言があった。

これに対し、圓増参事官事務代理から「公共サービスメッシュ機関間情報連携サービスでは、デジタル庁とサービス利用機関における責任範囲として、デジタル庁は、OS、ミドルウェア、アプリケーション等のサービス提供に相当する領域について、出入国在留管理庁等のサービス利用機関は、ユーザー管理、アクセス管理、データ等のサービス利用に係る領域について、それぞれの責任において管理することとしている。

公共サービスメッシュ機関間情報連携サービスの中間サーバー相当機能を用いる業務に係る監査についても、それぞれの責任分界に応じた領域について、デジタル庁及びサービス利用機関のそれぞれにおいて実施することとしている。

具体的には、サービス利用機関のテナントで管理されている副本データなど、サービス利用機関が管理する領域は、デジタル庁や他のサービス利用機関がアクセスできない仕組みとなっているところ、デジタル庁における監査では、中間サーバー相当機能について、システムやセキュリティ等の観点において適切に構築・運用されているかどうか等を確認する。また、サービス利用機関における監査では、中間サーバー相当機能の利用に当たって、特定個人情報へのアクセスが厳格に管理され、必要最小限の権限付与が適切に行われているか等、リスク対策やその遵守状況等について確認することを想定している。

また、サービス利用機関における監査については、委員御指摘のとおり、デジタル庁における監査結果も踏まえて実施することも重要であることから、年次などの適時のタイミングでデジタル庁の監査結果を利用機関に提供することを想定している。

このように、デジタル庁及びサービス利用機関とで緊密な連携を図りながら、それぞれの責任分界において適切に監査を実施することで、監査の実効性を高めるとともに、公共サービスメッシュ機関間情報連携サービス全体として、適切な特定個人情報の取扱いが確保されるよう努める」旨の発言があった。

これに対し、清水委員から「今後、説明いただいた内容を参考に、出入国在留管理庁においても、内部監査の項目を検討するなど対応いただきたい」旨の発言があった。

清水委員から「在留申請オンラインシステム（RAS）では、現在も入力が行われている申請情報に加えて、今後は個人番号の入力も行われることになるが、外国人本人やその関係者がRASを利用するためには、事前に届出又は利用申出を行った上で、ID・パスワードの発行を受けることが必要であるということが評価書（案）に記載されている。

この点に関して、現在は入管法等に基づく事務において個人番号は利用されていないが、以前からこのシステムは運用されているため、既にID・パスワードを付与された利用者が存在しているものと理解している。

そのことを踏まえて、現在、出入国在留管理庁が実施している、発行済みID・パスワードの有効期間や期限が切れた場合における再設定のルール、あるいはシステムを長期にわたって利用していない者の権限の取扱い、これらの不備に起因する不正利用が行われていないことを確認するといったアカウント管理の方法について、具体的に御説明いただきたい」旨の発言があ

った。

これに対し、安東参事官から「RAS の ID・パスワードの取扱いについては、前提として、内閣官房の国家サイバー統括室（NCO）が作成・公表している「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」に準拠した管理方法となっている。

具体的には、外国人等の利用者の ID は、時間の経過により削除されることはないが、外国人本人は在留カードの有効期限が経過した場合、また、機関利用者は定期報告を 3 年間未実施の場合、弁護士・行政書士は申請等取次者証明書番号の有効期限である 3 年を経過した場合、RAS が利用不可となり、定期報告を行う等で再び利用可能となる。

外国人等の利用者のパスワードについても、有効期限や時間の経過による削除はないが、強固なパスワード、具体的には長い文字列や大文字・小文字の設定を求めることで、リスク防止を講じている」旨の発言があった。

これに対し、清水委員から「これまでも ID・パスワードを適切に管理いただいているものと理解しているが、RAS に入力される情報として個人番号が追加されるため、重要性が増したものと認識している。

また、今年 9 月に、会計検査院が国会及び内閣に報告を行った「各府省庁等の情報システムに係る情報セキュリティ対策等の状況について」を確認したところ、国の行政機関等の情報システムにおいて、アクセス権の設定不備やパスワードの運用の不備、ログの監視の未実施等のセキュリティに関する内容が見受けられたため、念のため貴庁の状況について質問させていただいた。貴庁においては、引き続き厳格な管理を行っていただきたい」旨の発言があった。

梶田委員から「評価書（案）の「（別添 1）事務の内容」に、貴庁の業務システムへ個人番号の登録を行うに当たって、J-LIS への照会で得られた「個人番号確認用ファイル」と、貴庁の業務システムに記録される外国人等の情報を、システム上で突合することが記載されている。

また、突合の結果、完全一致しなかった場合は、貴庁の職員が目視で確認を行った上で、なお真正性が確認できなかった場合には、個人番号を登録せず削除することも記載されている。

この、職員が目視による点検は、削除すべき個人番号の誤登録等のミスを防止するために行われるものと認識しているところであるが、当該作業を適切に行うために講ずる特有の工夫がある場合には、具体的に御説明いただきたい」旨の発言があった。

これに対し、安東参事官から「システム構築段階のため、具体的な点検作業の体制や運用については、これからの検討となるが、当庁で保有する 4 情報と J-LIS から取得した 4 情報との間で、各情報の一致・不一致状況が並べて表示されるような、点検しやすい作業用画面を設けることを予定してい

る。

また、点検・登録作業の権限を設けて、当該権限を付与された職員しか作業を実施できないようにするとともに、突合結果や登録の結果、誰が作業を実施したかについても、履歴として確認できるようにする」旨の発言があった。

これに対し、梶田委員から「個人番号の真正性の確認は、非常に重要な要素となるため、御説明いただいた内容のとおり対応いただきたい」旨の発言があった。

質疑応答の後、安東参事官、中納補佐官及び圓増参事官事務代理が退席した。

続いて事務局から説明を行い、今回の出入国在留管理庁及びデジタル庁の説明内容を踏まえ、後日、審査の手続を進めることとなった。

- (2) 議題2：個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示案に関する意見募集について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
原案のとおり、決定することとなった。

- (3) 議題3：個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）及び個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）の一部を改正する告示案に関する意見募集について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
原案のとおり、決定することとなった。

以上